

(1) オープンカフェ等の道路占用基準の緩和

- 都市再生特別措置法の改正(平成23年10月施行)において、オープンカフェやレンタサイクルポート等を設置する場合、道路の占用を容易にするよう道路占用許可基準を緩和
- 国家戦略特別区域法(平成26年4月施行)及び中心市街地の活性化に関する法律(平成26年7月施行)においても、同様の緩和を措置

< 制度の活用事例 >



【新宿区のオープンカフェ】
(平成24年11月～)



【高崎市のオープンカフェ】
(平成25年4月～)



【高崎市のレンタサイクルポート】
(平成25年4月～)


(2) 高架下の道路占用基準の緩和

- 道路法の改正(平成27年4月施行)において、道路の高架下空間の占用を促進するため道路占用の基準を緩和。


- 路上イベント等における道路占用許可の手續については、道路占用許可が取得しやすくなるよう、以下のとおり簡素化を実施(平成29年12月)

< 主な簡素化の内容 >

- > 路上イベント等の道路占用許可について、事前相談における適切な助言の実施
- > 複数の露店、テーブル及び椅子等の物件を1枚の申請書に記載させて一括申請させることによる、図面等作成の労力の省力化
- > 占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合は更新手續書類の簡素化
- > 道路管理者又は警察署長への申請の一括化

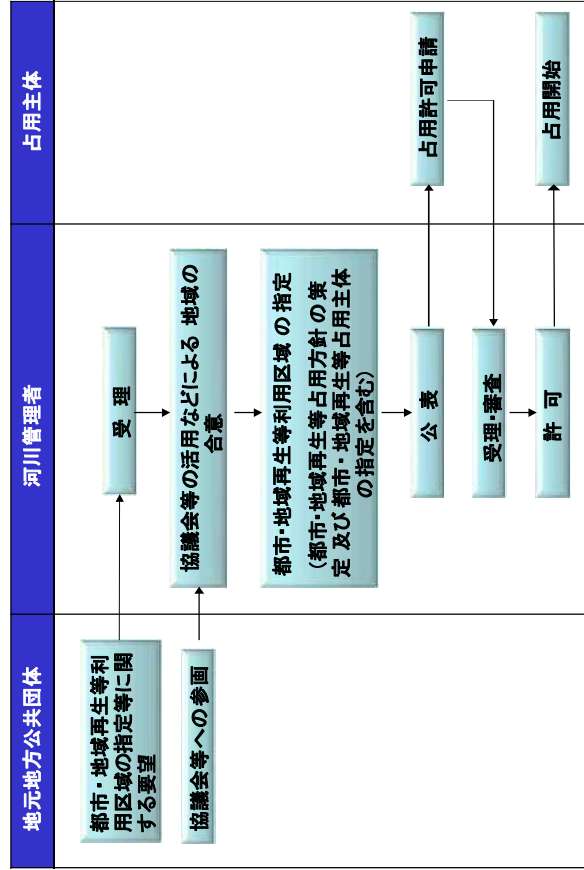


<例1: 路上音楽イベント>

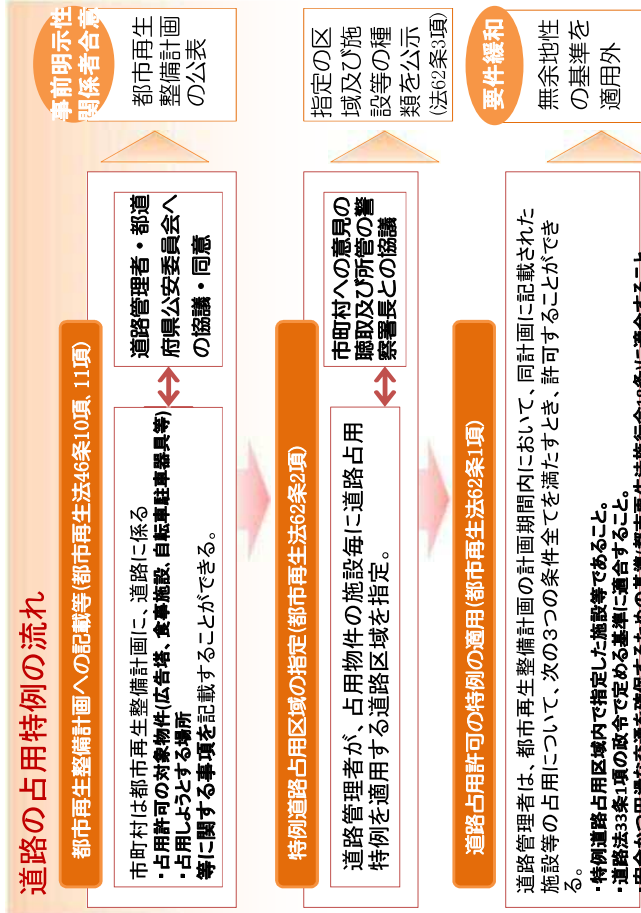


<例2: 路上パレード>

河川空間のオープン化の手續の流れ



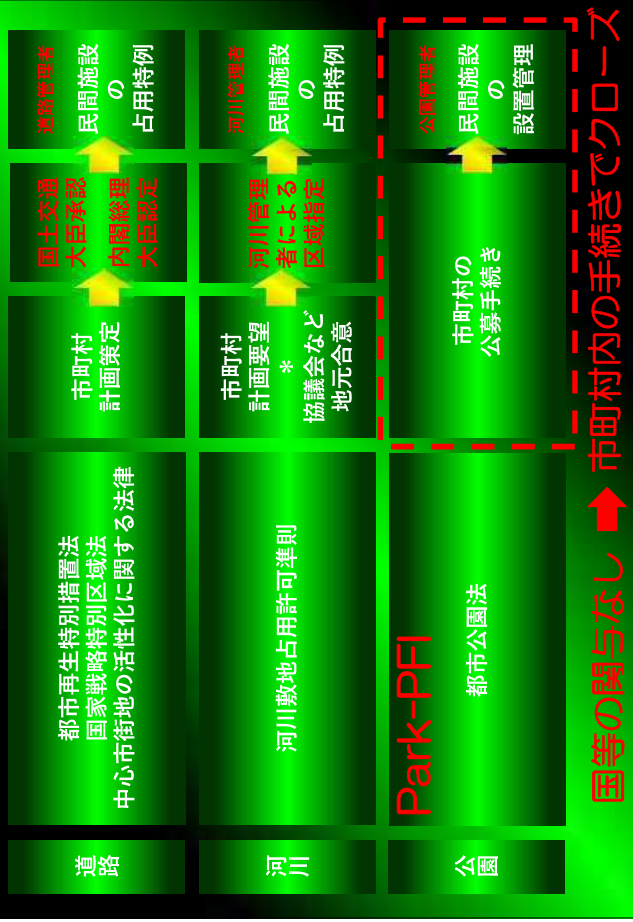
道路の占用特例の流れ



都市公園 P-PFIの事業者公募、選定手続きの流れ



制度比較



地方公共団体に必要な公有財産利用の条件整理

■ 横浜市資産活用基本方針

保有する土地・建物を、**公共・公益的な目的を踏まえつつ**、資産経営の視点に立って、その有効活用を全庁的に推進委員会としていく考え方、方向性を示すもの

■ 資産活用の基本的な考え方

(公有財産活用の基本原則)

市民から託された貴重な財産として、**取得や利用の経緯を踏まえつつ**、中長期的な視点、保持・活用のための経緯等を考慮し、最適な活用方法を選択

■ 用途止施設等に関する基本原則

用途廃止施設の活用・処分計画を作成するに当たっては、施設整備の緊急性、必要性等について精査し、「中期5か年計画等に基づく公共施設・市民利用施設の整備」「民間企業・団体と連携した資産の有効活用」「地域のまちづくりや緑化に配慮した財産処分」を同時に比較検討

行政財産の「余裕部分」に民活もダメ

公園は、余裕に見えるがバリアリの行政財産だから

公園は特殊な社会資本・行政財産

「公共施設等総合管理計画」(H26総務省要請)

と

副産物的・在庫処分的な「市有財産利活用方針」

では

「子供がいない公園」も、全ての公園は永遠に

使われているバリバリの「行政財産」だ

変わるわけがない ⇒ 自ら変える強い意志が必要

公有財産の活用がなかなか進まない理由

- 守るべき公共性とは何か
- 何を満足させなければいけないのか

中立性
公平性
公正性
透明性

社会的な効用
経営的思想

公務員の呪縛

**首長等の強い信念と
リーダーシップ
財政等切羽詰まった
地域の課題**

2017年都市公園法等改正前の
先進的な取り組み

事例1 民設民営による公園の再整備 天王寺公園（大阪市）

○大阪市の天王寺公園では、イントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。

○選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約7,000㎡）、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。

【公園概要】	【事業内容】
<ul style="list-style-type: none">・開園年：明治42年・公園面積：28.2ha	<ul style="list-style-type: none">・賑わい創出事業（ハード事業）・新たな賑わいを創出する飲食・物販施設等の設置・運営、公園・緑地整備・賑わい創出事業（ソフト事業）・イベント等の企画・実施、プロモーション活動・維持管理事業・清掃・警備、緑地・施設維持管理

整備前



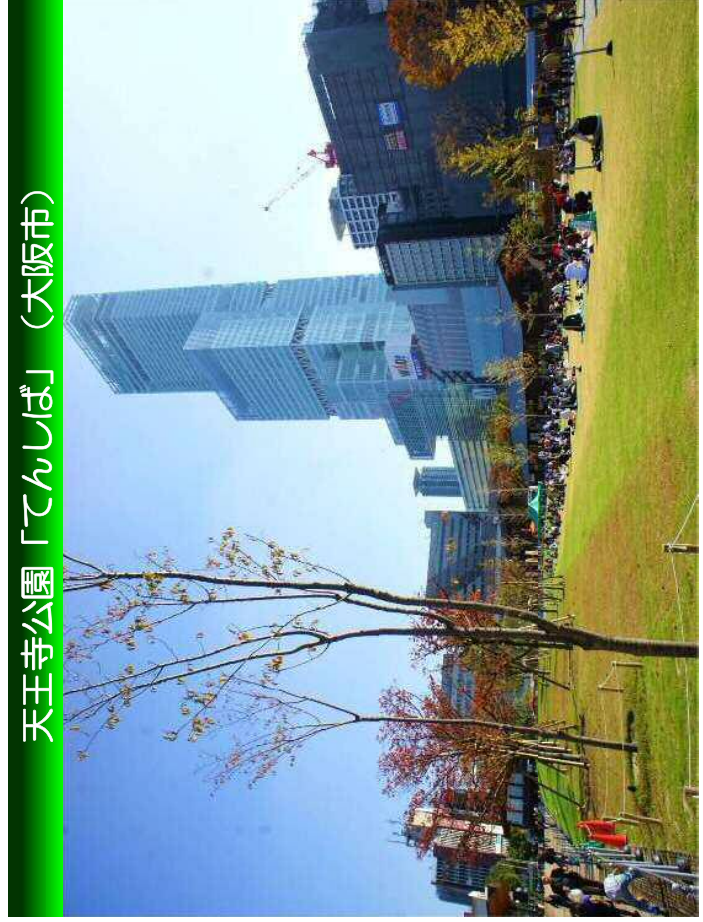
整備後



天王寺公園イントランスエリア（てんしば） 平面図



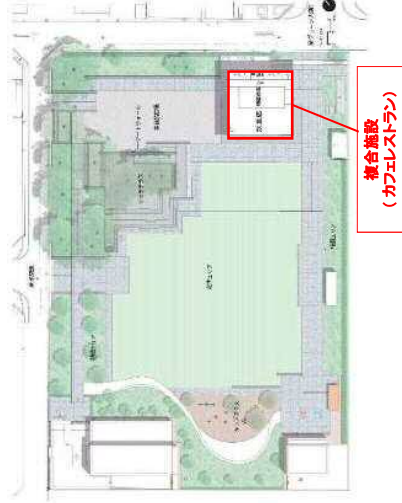
定広な場



事例2 民間による公園施設経営 南池袋公園 (東京都豊島区)

- 公園の再整備と併せ、公園及び周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図るため、公募により、カフェ・レストランを運営する者を公募。
- 選定された(株)グリップセカンドは、**地域還元費用として売上の一部(売上の0.5%)を「南池袋公園をよくなる会」(※)に寄付し、イベント開催経費等に活用されている。**

※南池袋公園の運営について、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図る事とした会



複合施設
(カフェレストラン)



カフェレストラン「RACINES」
(H28.4オープン)

南池袋公園 (東京都豊島区)



画像：MAMEKURASHI

事例3 民間による公園施設 水上公園 (福岡市)

- 水上公園は、1924年(大正13年)に整備された福岡市の都心部に位置する公園。
- 設計・整備等を一括して民間事業者が実施(広場等の整備費は福岡市が負担)し、福岡都心の新たなランドマーク、賑わいの拠点として平成28年7月にリニューアルオープン。



再整備前

昭和58年に行われた前回の再整備から30年以上が経過し、都心の公園としてのポテンシャルを発揮できていない。



再整備後

中州の新しいランドマークを創出

- 屋上が休憩スペースとなった休養施設を整備。

カフェ、レストランが入店

1階：「bills Fukuoka (ビルズフクオカ)」

2階：「星期菜 (サイケイツイアイ) NOODLES&CHINOIS」



事例4 公園の中の道の駅 西山公園 (鯖江市)

- 西山公園(鯖江市)は、年間96万人が訪れる市の主要な観光地であり、**中心市街地活性化の一環として道路管理者との連携により既設駐車場を活用した道の駅との一体的な整備を実施。**
- 物販施設や駐車スペースの拡大、公園高台へのエレベーター等の整備により、**観光地としての魅力、利用者の利便性が向上し、相乗効果によって中心市街地の一層の活性化に寄与。**

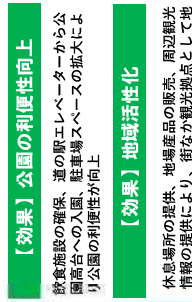


<整備前の状況>
・大型車駐車スペース 9台
・普通車駐車スペース 42台



売店機能を兼ねた道の駅施設設置。
エレベーターで上部公園へのアクセス確保。

<整備後の状況>
・大型車駐車スペース 9台
・普通車駐車スペース 76台
・道の駅(休憩・飲食・トイレ・物販施設等)
・公園高台へのエレベーターおよび橋



【効果】公園の利便性向上

飲食施設の確保、道の駅エレベーターから公園高台への入園、駐車場スペースの拡大により公園の利便性が向上

【効果】地域活性化

休憩場所の提供、地場産品の販売、周辺観光情報の提供により、街なか観光拠点として地味活性化に貢献。



【地場産品販売所】

事例5 公園の中の道の駅 観音崎公園（指宿市）

- 観音崎公園は、指宿市の北の玄関口に位置している。平成16年に建設され、知林ヶ島や池田湖、開聞岳など豊かな変化に富んだ景観地へ多くのドライブ客や観光客を誘う拠点として、**南九州初のPFI事業を活用し整備された道の駅「彩花菜館」**を有する。
- 休息場所や観光情報の提供、地域の農水産物や特産品の販売及びイベントの開催などを行い、他の観光施設や地域の振興に寄与している。

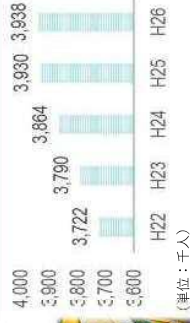
【公園と地域交流館からなる複合施設】



【効果1】地域交流館との一体的整備・管理でおもてなし

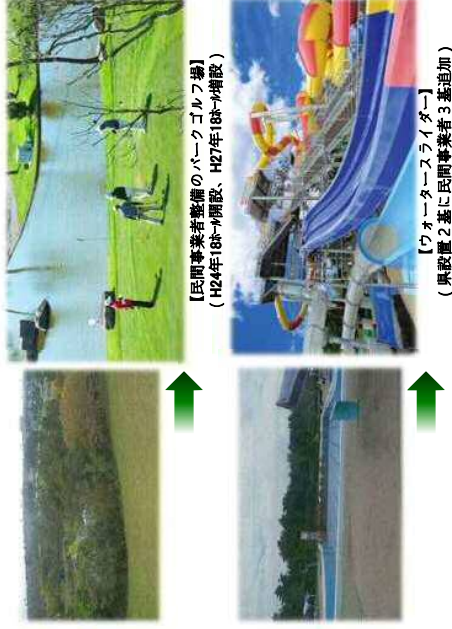
- 都市公園・駐車場・トイレ
- ・24時間利用できるトイレと駐車場の整備
- 地域交流館
 - ・指宿地域の観光案内
 - ・農水産物や特産品の販売
 - ・ファーストフードコーナーやお食事処

【効果2】観光客の増加



事例6 民間による公園施設 薄沼海浜公園（山武市）

- 薄沼海浜公園（千葉県）は、九十九里浜に面する公園で、南北に約4kmと広大な敷地面積を有している。
- 昭和50年の開園以降、公園利用者は着実に増加し、**平成25年には約48万人**が利用した。
- 近年は**民間事業者の活力を積極的に導入し**、パークゴルフ場やウォータースライダー等の遊具・施設の充実を図るとともに、**通年型観光施設**として山武地域の賑わい創出に取り組みしている。



2017年都市公園法等改正は ■官民連携・規制緩和改正 地域・コミュニティ再生改正

これからの公園の方向性

少子高齢化

都市の国際競争の激化

人口減少

社会資本の老朽化

良好な景観の喪失

財政の悪化

地方経済の衰退

価値観の多様化

都市は様々な課題に直面

我が国の都市が直面している課題の解決に都市公園は如何に貢献すべきか

公園が都市の再構築にどう貢献すべきか？公園が核となってまちを元気にするために？

ストック効果をより高める

- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 公園を活性化し、必要に応じて再編するという考え方が重要

⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでなく民間の視点も必要
- 民間のビジネスチャンス拡大と公園の魅力向上を両立させる工夫

⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な公園の整備は×（とりあえず三車線の神器（砂場、滑り台、フリスコ）等）
- 画一的な公園の管理は×（一律でボール遊び禁止等）
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はまちと地域に必要とされる財産になる

⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

新たなステージで重視すべき視点

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの
量の整備を急ぐステージ

これからのステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の
整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ**多機能性**を、

- ・都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- ・地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- ・市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に、**最大限引き出す**ことを重視するステージに移行

都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成29年5月12日成立) 概要

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、
緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等6つの法律を改正

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で保育所等の設置を可能に
(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設
置管理制度の創設
-収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事
業者から公募選定
-設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、趣意書の緩和等
-民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

〔予算〕広場等の整備に対する資金貸付け
〔都市間誘致金の貸付けに関する法律〕
〔予算〕広場等の整備に対する補助



- 公園内のPFI事業に係る設置管理
許可期間の延伸(10年→30年)
- 公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備を促す
制度の創設
-市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
(税)固定資産税等の課税
(予算)施設整備等に対する補助

- 緑の担い手として民間主体を指定
する制度の拡充
-緑地管理機構の指定権者を知事から
市区町村長に変更、指定対象にまち
づくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の面
積要件を市区町内が条例で引
下げ可能に(300㎡を下限)
- 〔(税)現行の税制特例を適用〕

- 生産緑地地区内で直売所、農家
レストラン等の設置を可能に



▶ 市街地に残る小規模な農地
での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の創設
として田
園(住居地域を創設
)(地域特性に応じた敷地規制、農地の開発
規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実【都市緑地法】

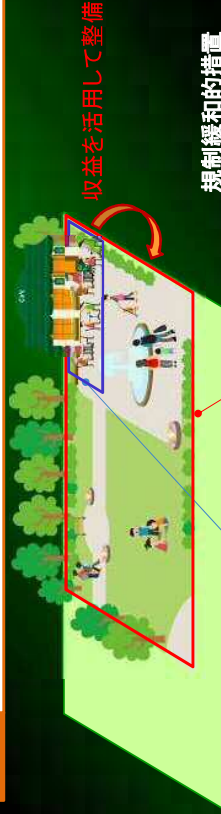
- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充
-都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

公募設置管理制度 (Park-PFI) H29法改正

○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を
行う民間事業者を、公募により選定する手続き

○事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者に
は都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



規制緩和的措置

設置管理許可期間の特例
10年→20年

建ぺい率の特例
+10%(公募対象公園施設)

占有物件の特例
看板、広告塔等

民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分
(特定公園施設)

従前
民間資金
民間資金

公的資金
公的資金

新制度
民間資金
民間資金
収益を充当
公的資金

2017年法改正新制度の活用状況 (2019年9月)

Park-PFI

35公園(国2公園)で公募設置等指針を公表済み
さらに約100自治体で活用検討中

保育所の設置 29施設開設
(うち、国家戦略特区18)
さらに8自治体で手続き中

市民緑地認定制度 7事例(2019年3月)
約60自治体で検討中

みどり法人 12法人(2019年3月)

Park-PFIの活用状況 (2019年9月まで)

年度	Park-PFI 活用事例一覧 (35公園 [28自治体、2地方整備局])
平成29年度	北九州市(勝山公園) 豊島区(沼樽局地区防災公園) 名古屋市(久屋大通公園) 岐阜県(きふ清流里山公園)
平成30年度	福岡県(天神中央公園)5/31公表 盛岡市(木伏緑地)6/4公表 仙台市(福岡公園)6/25公表 恵庭市(漁川河川緑地)8/14公表 新宿区(新宿中央公園)9/18公表 別府市(別府公園)10/3公表 鹿児島市(加治屋まの杜公園(仮称))10/4公表 近畿地方整備局(国営明石海峡公園)10/11公表 群馬県(整島公園)11/13公表 横浜市(横浜動物の森公園)11/21公表 和歌山市(本町公園)11/22公表
令和元年度	九州地方整備局(海の中道海浜公園)8/7公表 平塚市(湘南海岸公園)8/22公表 神戸市(東遊園地)8/26公表 愛知県(小幡緑地)9/6公表 所沢市(東所沢公園)9/13公表
以降	千葉県(千葉公園、千葉みなと栈橋公園) 本県市(本県PA公園(仮称)) 岡山市(烏城公園) など、約100箇所での活用を検討中。

Park-PFI 事例 勝山公園臨外西側橋詰広場 (北九州市)

市負担の上限 130万円
使用料の最低限度 200円/m²・月

特定公園施設 (一般利用の休憩スペースを備えた外構)

公券対象公園施設 (便益施設)

飲食物販等 トイレ 休憩スペース

(市負担) 複合施設(飲食、トイレ、休憩スペース)の整備、植栽等

設置等予定者
法人名：有限会社 クリーンズ
事業内容：珈琲所コメダ珈琲の outlet (建築面積：200m²)
特定公園施設：サークルベンチ、パーゴラ、街路灯、植栽等

土地使用料：200,000円/月(市設定の最低価格の5倍) ← H30.7.18 OPEN

特定公園施設

【審査における評価項目】

評価項目	配点
施設及び外構整備	45
施設及び外構運営	20
施設及び外構管理	20
収支計画	15
提案価格	30(市負担)20(使用料)
計	150

公園面積：約201,000m²
公券対象公園施設建築可能面積：約200m²

Park-PFI 事例 福岡県営天神中央公園西中洲エリア (福岡県)

公園全体面積：約3.1ha うち西中洲エリア面積：約0.8ha
H31.8.9 OPEN

使用料の最低限度 300円/m²・月
A：300円程度、平屋
B：200m² 階建てまで (オープンテラス等を含む)

特定公園施設 (休養施設) 果の負担 0円
※20人控利用できる平屋建て建築物 (電気・上水道引込み)
※必須ではないが、提案を評価

休養施設 (単車庫、広場、植栽、照明、サイン等の再整備)

公券対象公園施設 (飲食施設)

飲食施設 (飲食)

公券対象公園施設 (便益施設)

天神中央公園 西中洲エリア

【設置等予定者】
西日本鉄道株式会社
(株)the architects、(株)松本組、西武ビルメンテナンス(株)、(株)日比谷花壇

【計画概要】
公券対象公園施設A : カフェ&バー、パルク(310m²)
公券対象公園施設B : ベーカリー、レストラン(200m²)
特定公園施設 : 休養施設(50m²)

【評価基準】

評価項目	配点
事業の実施方針(公園の印象刷新、昼夜を通じた都心観光)	30
事業の整備体制	20
施設の整備計画	40
施設の管理運営計画(公園の魅力向上・安全安心・賑わい、県産品のPR)	40
事業計画	10
価額提案(使用料の提案)	10
計	150

出典：福岡県天神中央公園西中洲エリア再整備事業における設置等予定者の決定 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fencyuu-koubou-kekka.html>

Park-PFI 事例 木伏緑地公衆用トイレ整備 (盛岡市)

公園全体面積：4,042m²
H31.9.9 OPEN

特定公園施設の設計・建設に要する費用の上限 28.6百万円

特定公園施設 (公衆用トイレ)

使用料の最低限度 150円/m²・月
公券対象公園施設 (飲食施設と木伏緑地の賑わい創出に資する便益施設)

飲食等 収益施設

公衆用トイレ

利用時間施設 (自転車駐輪場、地域の賑わいの創出(広告塔))
5円/m²・日

木伏緑地

【設置等予定者】ゼロイチキチウ合同会社

【審査における評価項目】

評価項目	配点
施設の配置計画	15
事業目的(事業の派生効果)	20
収支計画	10
運営計画	10
管理計画(特定公園施設十使 用料以外の負担提案)	10
公園活性化プランへの事業提案による加算	15
計	100

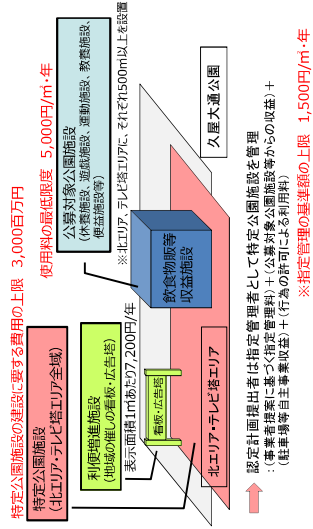
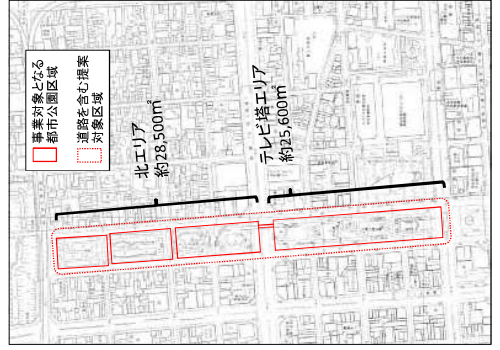
【特定公園施設】市が求める公衆用トイレ 設計費：3百万円、工事費30.6百万円(税別)

出典：盛岡市木伏緑地公衆用トイレ整備事業の事業者公募について <http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/misider/koen/2023490/2023491.html>



Park-PFI 事例 久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア） （名古屋市）

- 公園全体面積：約15.7ha
- うち北エリア、テレビ塔エリア面積：約5.4ha
- 公募対象公園施設建築可能面積：5,400㎡



【審査における評価項目】

評価項目	配点
事業の実施方針	40
実施体制・資金計画	20
施設の整備計画	40
施設の管理運営計画	40
備付提案	60
計	200



【設置等予定者】
三井不動産・大成建設・日建設計・岩間造園

都市公園における保育所等の設置

■ 改正概要

- 国家戦略特区法改正(H27.9施行)により、国家戦略特区内に限り占用許可による保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正(H29.6施行)により全国で可能
- 地方公共団体内の公園部局と保育部局との連携が図られるよう関係省庁連名通知を发出「都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について」(平成29年6月15日)国土交通省都市局公園緑地・森林課長、内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 等 通知

■ 占用許可による保育所等の設置事例(平成30年10月1日時点 全29施設)

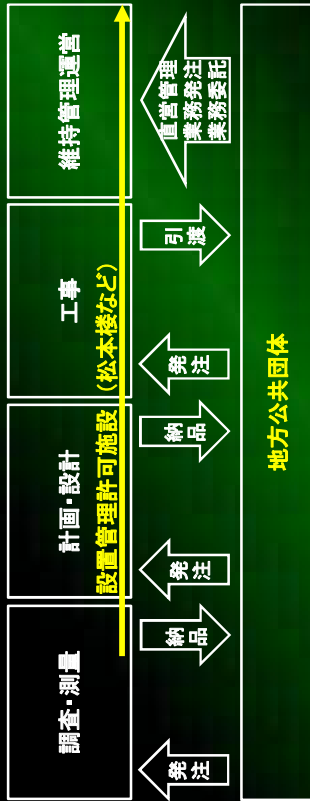
公園管理者	公園名	開設時期	設置(予定)事例
愛知県一宮市	真清公園	H30.3	放課後児童クラブ
青森県むつ市	柳町児童公園	H30.4	認可保育所
長崎県雲仙市	上山公園	H30.4	認可保育所
茨城県常陸大田市	山吹運動公園	H30.4	社会福祉施設
熊本県大津町	昭和園	H30.7	放課後児童保育施設
東京都江東区	南砂三丁目公園	H30.8	認可保育所
奈良県生駒市	生駒山麓公園	H30.9	社会福祉施設
東京都港区	江崎清水公園	H31.4	認可保育所
東京都日野市	浅川スポーツ広場	H31.4	認可保育所
愛知県名古屋市長	平和公園	H31.4	認可保育所
静岡県静岡市	新富公園	H31.4	放課後児童クラブ

※上記の他 8施設が開設予定 ※その他、国家戦略特区法による保育所等の設置状況:全18施設開設

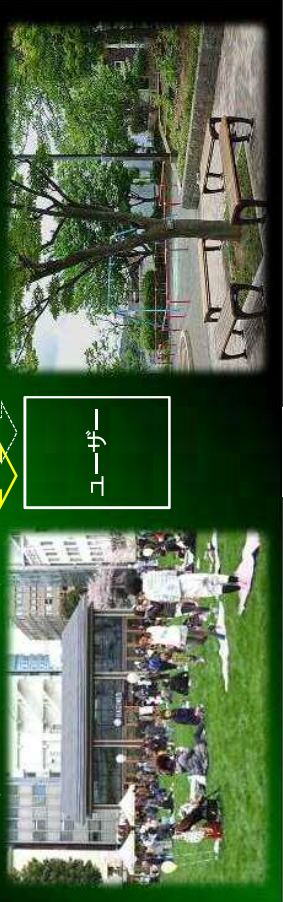


■公園の ■仕事の ■仕事の ■これから

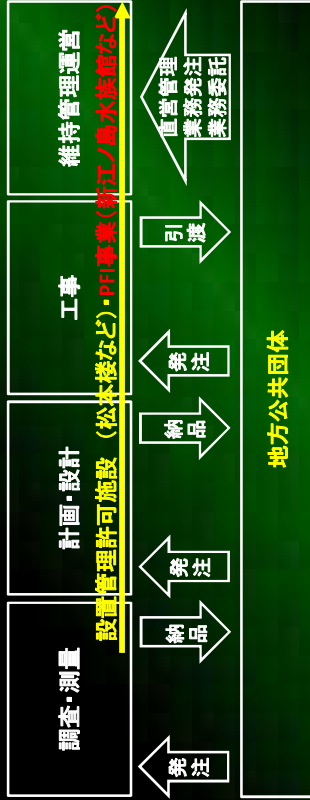
従来型の事業の進め方 (1873・1956～)



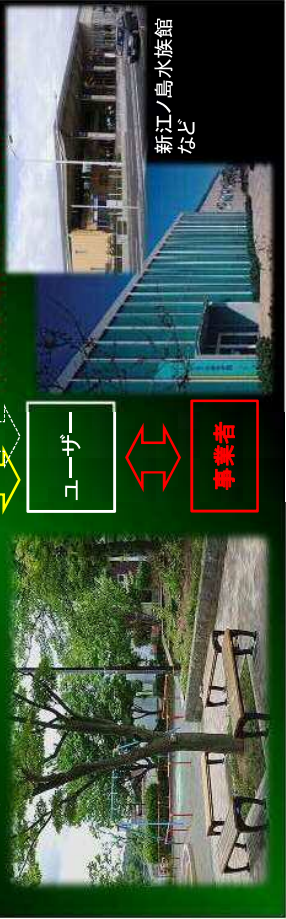
地方公共団体にマネージメント力があれば... 地方公共団体にマネージメント力がなければ...



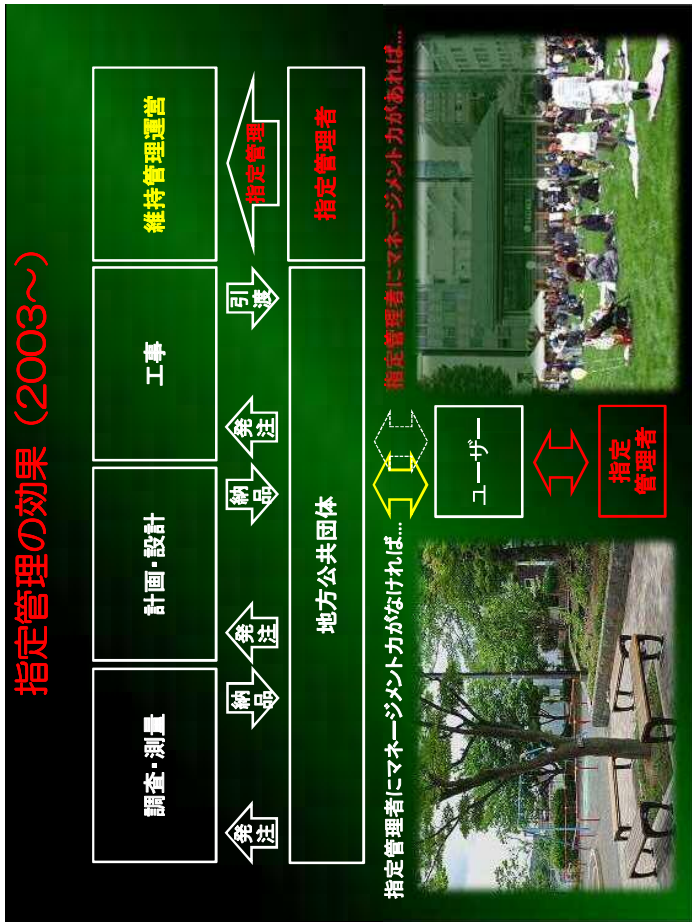
PF法の効果 (1999～)



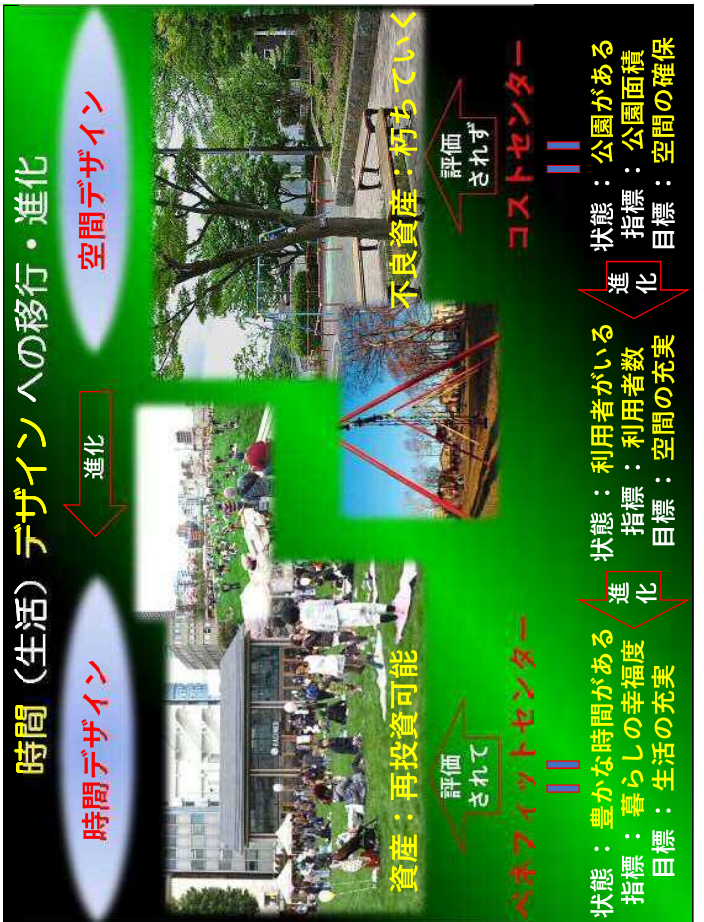
地方公共団体にマネージメント力がなければ... マネージメント力を前倒しして成立している事業



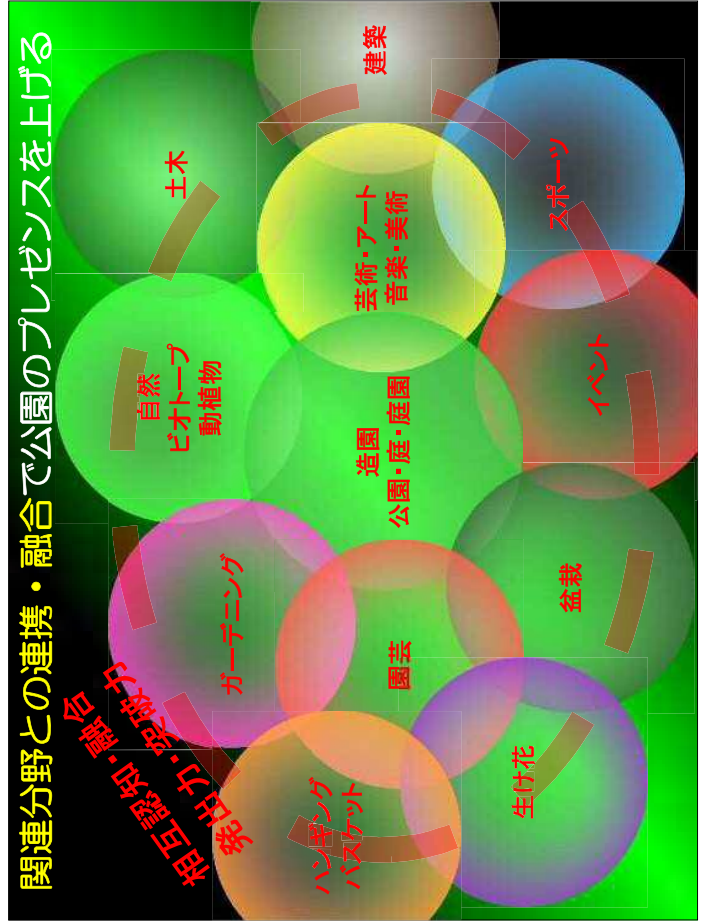
指定管理の効果 (2003～)



P-PFIの効果 (2017～)



関連分野との連携・融合で公園のプレゼンスを上げる



産・官・学・地域 強みを重ねてプレゼンスを上げる

■セクター毎の強みを重ねる(各々の役割の中で強みを活かす)

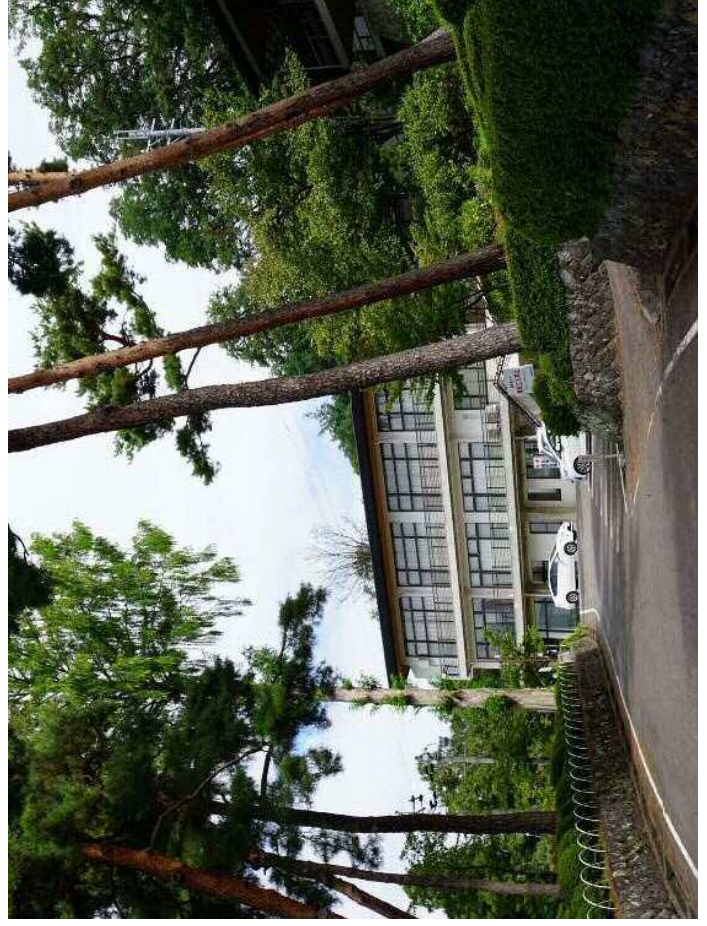
SWOT	強み	弱み
産	<ul style="list-style-type: none"> 成長が早く、グローバル視点・思考 相乗性・多様性・変化対応力が高い 判断・決断が早く、スピード重視 	<ul style="list-style-type: none"> 衰退も早く、投資回収に性急である 経営トップの資質・方針で激変する 企業間格差が激しく、近視眼的傾向
官	<ul style="list-style-type: none"> 一般に社会的信用・信頼が高い 法的拘束力を持ち、誘導力がある 安定した収入(税金)と人が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 予算主義・前例主義・閉鎖的である 法に自ら縛られ、柔軟な思考が弱い 総花的、年功序列、成果基準が曖昧
大	<ul style="list-style-type: none"> 分野ごとの検証力・探求性が高い 科学/技術の革新・先進性の蓄積 長期的視座のもと持続性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 発生型問題解決への即応性に疑問 相対的見地や時間軸の概念が薄い 結果について責任を負担しない
地	<ul style="list-style-type: none"> 相互コミュニケーション密度が濃い 損得ではなく、善悪で物事を考える 暗黙のルールを守り、体得している 	<ul style="list-style-type: none"> 地域概念が閉鎖的で不明瞭 既成概念や先入観に支配され易い 未来・将来に対する革新性が弱い

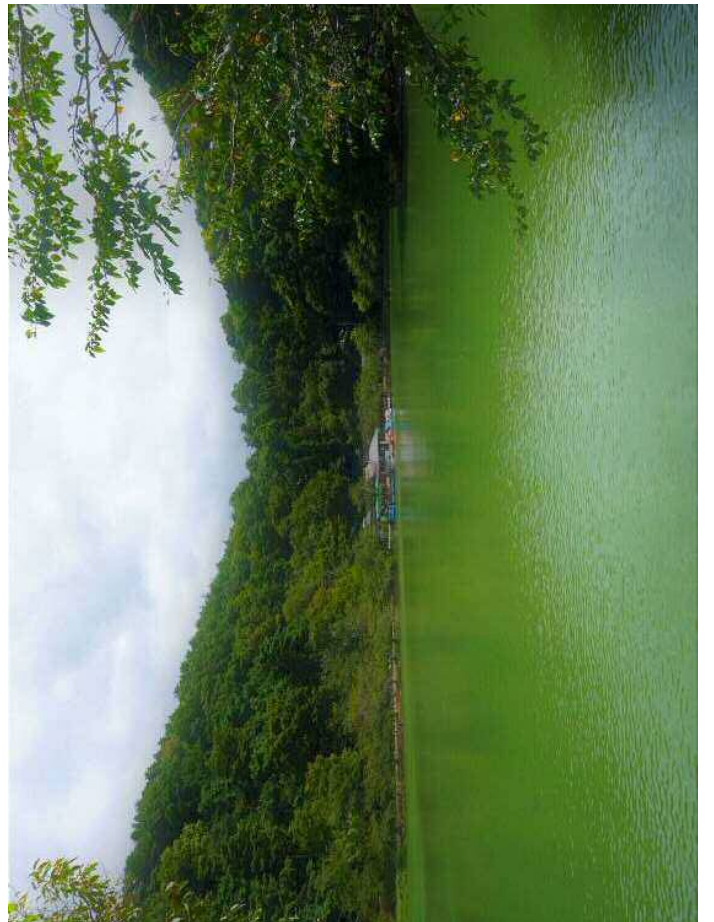
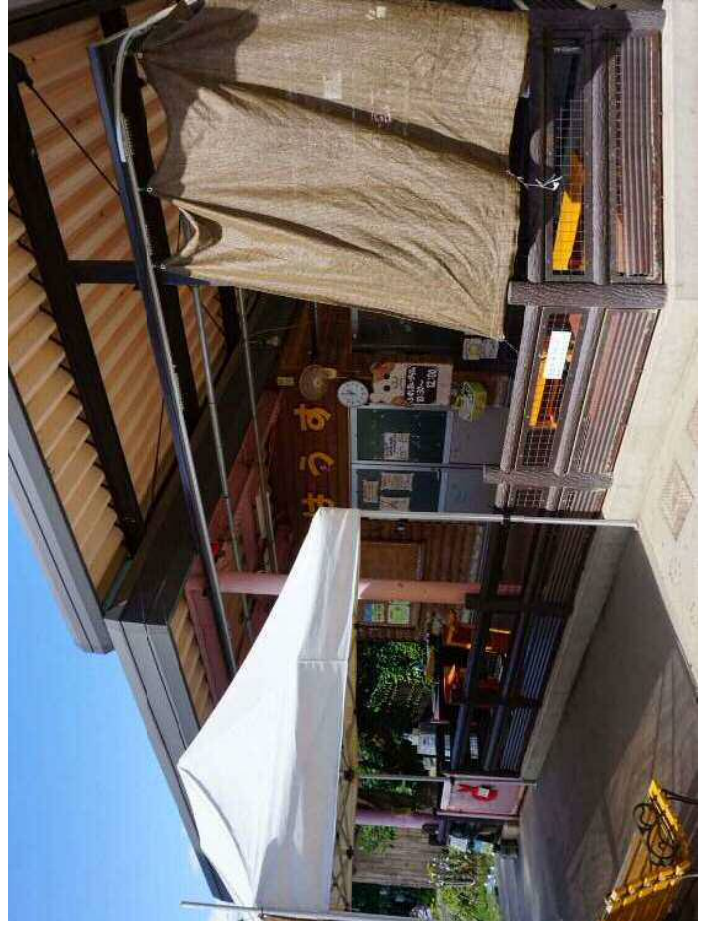
※ 大和リース株式会社 森田俊作代表取締役社長のプレゼン資料から引用

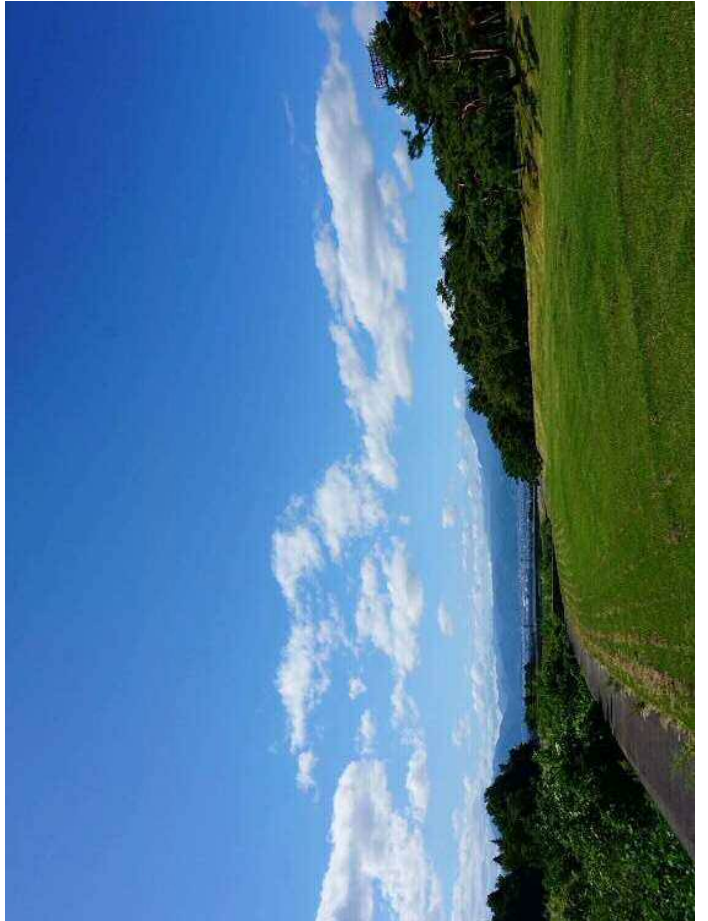
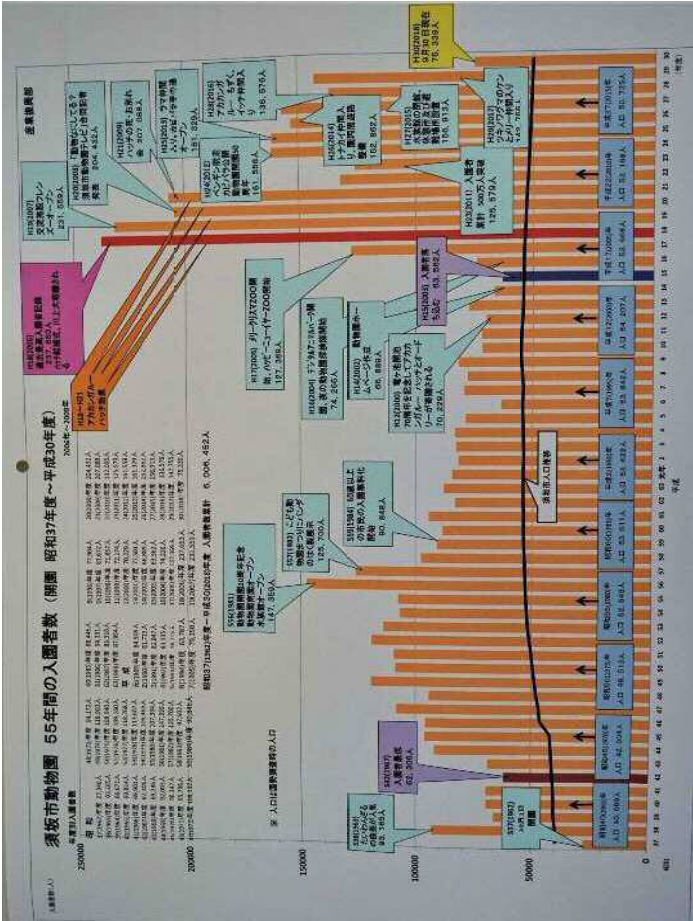
公園も 1.0 から 2.0 3.0 4.0 へ



ユーザーも管理者側も全員がプレイヤー
全員の「時間」が充実・幸福







令和元年11月8日(金)
場所：須坂市役所3階306会議室

須坂市先導的官民連携支援事業
第1回意見交換会(ガイダンス)
— 配布資料一覧 —

資料① 次第(タイムテーブル)

資料② 配席図

資料③ 出席者名簿

資料④ 講演資料「新しい公園経営の進め方について」

須坂市先導的官民連携支援事業 第 1 回意見交換会（ガイダンス）
— 意見交換会の趣旨説明と今後の進め方について —

タイムテーブル

9：30 須坂市 中沢副市長 挨拶

9：35 開 会

「意見交換の趣旨説明（PT の設置の目的なども含む）、出席者の紹介」（15 分）

説明者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 中埜 智親

第 1 部

9：50 講演「新しい公園経営の進め方について」（60 分）

講師：前・国土交通省都市局公園緑地・景観課長 町田 誠 氏

【テーマ①】（臥竜公園の特長を踏まえた）全国の魅力ある公園の紹介

【テーマ②】公園管理を経営の視点からアプローチの必要性

【テーマ③】公園における民間活力導入の動向

【講師 プロフィール】

町田 誠（まちだ まこと）氏

1982 年国土交通省（旧建設省）入省後、国営昭和記念公園、国営備北丘陵公園、他、日本各地の公園緑地の業務に従事。東京都建設局公園緑地部長、国土交通省都市局緑地環境室長等を経て、2016 年 6 月より国土交通省都市局公園緑地・景観課長を歴任し、2018 年 7 月、退官。



10：50 質疑応答（10 分）

依頼事項について

第 2 部

11：00 意見交換会（50 分）

コーディネータ：公園プロデューサー・国交省 PPP サポーター 小口 健蔵 氏

【テーマ①】臥竜公園エリア（動物園を含む）の魅力や価値は何か？

【テーマ②】公園の現状把握（公園診断）するにあたって必要な情報は何か？

11：50 まとめ・次回日程確認（10 分）

12：00 終了

臥竜公園の「官民連携リノベーションによる活性化事業」について 講演会を開催します！

近年、都市公園では民間活力の導入による飲食店等の便利施設・休息施設等が整備されるなど、公園を利用した賑わいを生む動きが全国的に進んでいます。

臥竜公園エリア（竜ヶ池、臥竜山、動物園、スポーツエリア、百々川緑地）の各施設は、施設の老朽化や人口減少などが原因で、施設機能の見直しや大規模改修などの課題があります。また、動物園は多くの市民に愛され、交流人口の確保に貢献していることから、持続的な運営のために、新たな取組みによる施設の価値や魅力向上が求められています。

そこで、臥竜公園エリアの各施設において、民間の独創的なアイデアやノウハウを活用した「官民連携リノベーションによる活性化事業」が出来ないかを検討するため、今年度（2019年度）、PPP/PFIなどの民間活力導入の可能性調査を実施しています。

つきましては、「官民連携リノベーションによる活性化事業」について、市民の皆様と一緒に考えたいと思い、下記のとおり、講演会を行ないます。皆様のご参加をお待ちしています。

基調講演

「公民連携で行う まちのリノベーション」 2019年12月18日（水）

入場無料

時間：午前 10:00 ~ 正午（開場 9:30）

会場：須坂商工会館 3階大会議室
（長野県須坂市立町 1278-1）

○定 員：150名

※会場の都合上、定員になり次第、
締め切らせていただく場合がありますので、
ご理解をお願いします。

○講演者

清水 義次（しみず よしつぐ）さん
株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役
株式会社リノベリング代表取締役

○対 象：どなたでも入場可能

○内 容：

今回の講演では、公民連携の地域再生で全国的に注目を集めている岩手県紫波町のオガールプロジェクト等に携わった、株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役の清水義次氏をお招きし、公民連携で公共施設を活用したリノベーションの取組みや考え方などについてご講演していただきます。是非、お気軽にお越しください。

建築・都市・地域再生プロデューサー

都市生活者の潜在意識の変化に根ざした建築のプロデュース、プロジェクトマネジメント、都市・地域再生プロデュースを行う。地方都市においても、北九州市小倉家守プロジェクト、岩手県紫波町オガールプロジェクトなどで、民間のみならず公共の遊林不動産を活用しエリア価値を向上させるリノベーションまちづくり事業をプロデュースしている。



■主催：須坂市（お問い合わせ先 臥竜公園管理事務所 ☎026-245-1770）

■共催：株式会社オリエンタルコンサルタンツ（お問い合わせ先 ☎ 027-225-2000）